

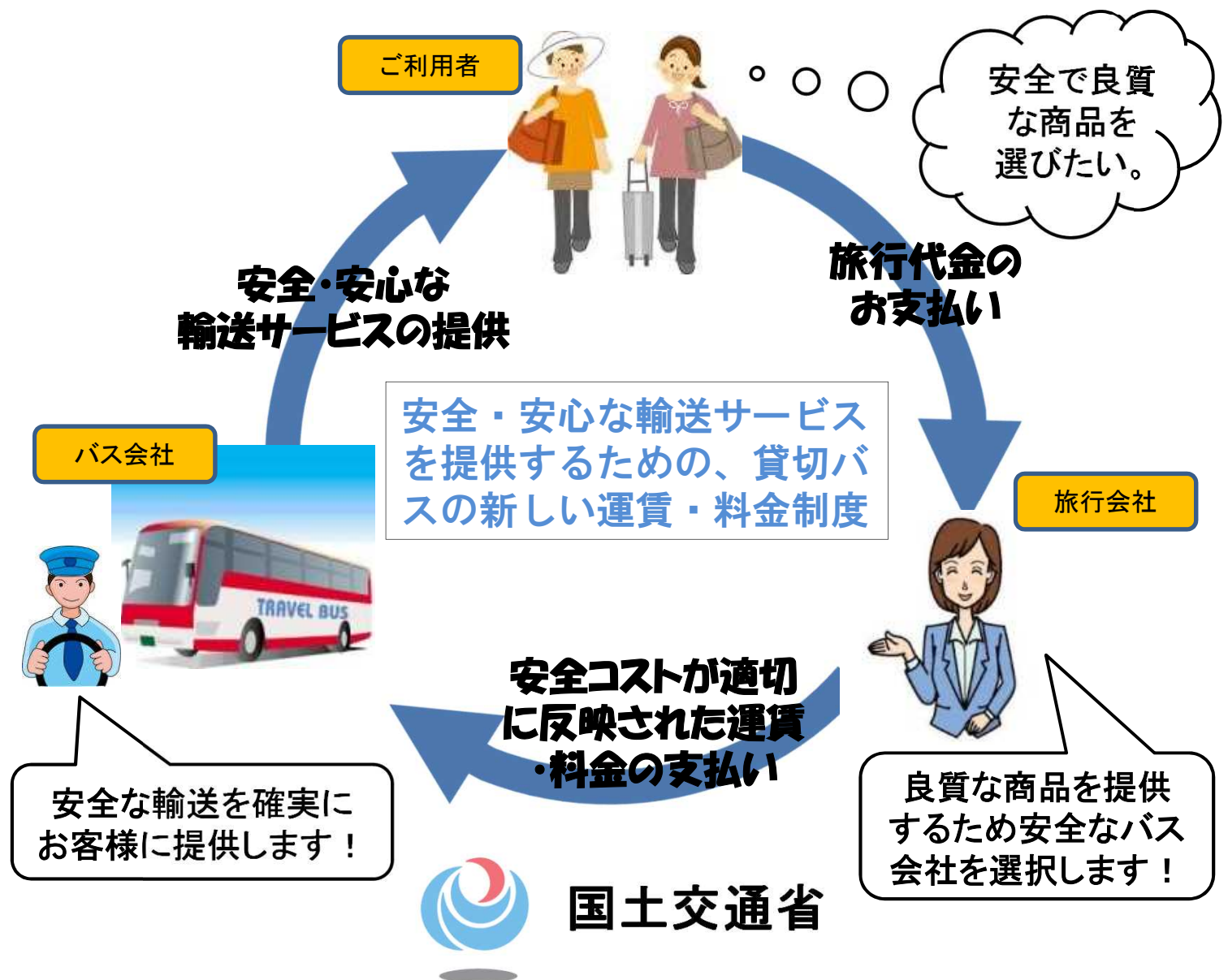
貸切バスをご利用される皆様へ

貸切バスの運賃・料金制度が新しくなりました!!

国土交通省では、高速ツアーバス事故を踏まえて貸切バスの構造的な問題の改善に取り組んでおり、その一環として、平成26年4月1日より新たな貸切バスの運賃・料金制度を実施しました。

新しい運賃・料金制度は、**利用者の安全に関わる費用(安全コスト)を適切に反映**するために導入するものです。

安全コストが適切に反映された運賃・料金を収受することにより、貸切バス事業者は、**安全・安心な輸送サービスを提供**することができます。





新制度による適正な運賃料金とは？

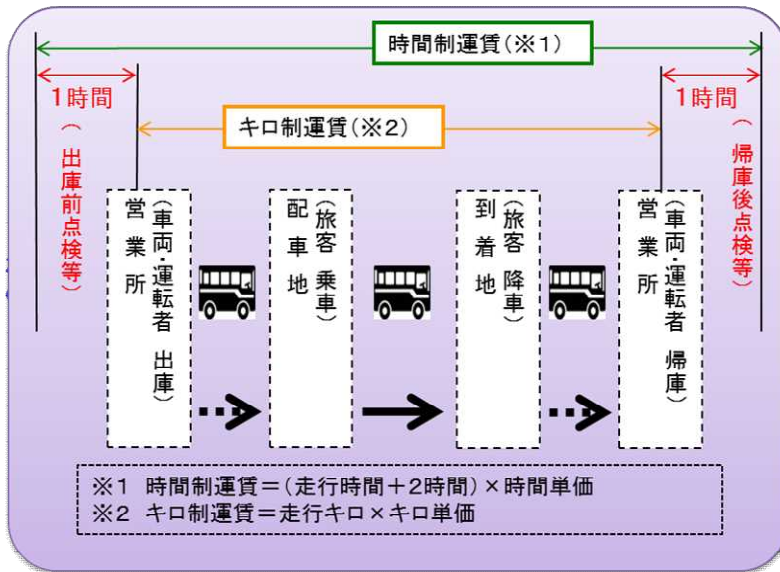
運賃は、左下の図のとおり「時間制運賃」と「キロ制運賃」を合算した、「時間・キロ併用制運賃」となりました。

料金は、深夜早朝運行・交替運転手を配置した時などに発生します。標準的な運賃・料金※は、右下のとおり各運輸局ごとに定められ、バス会社の繁忙・閑散期により巾があり、その範囲内となります。

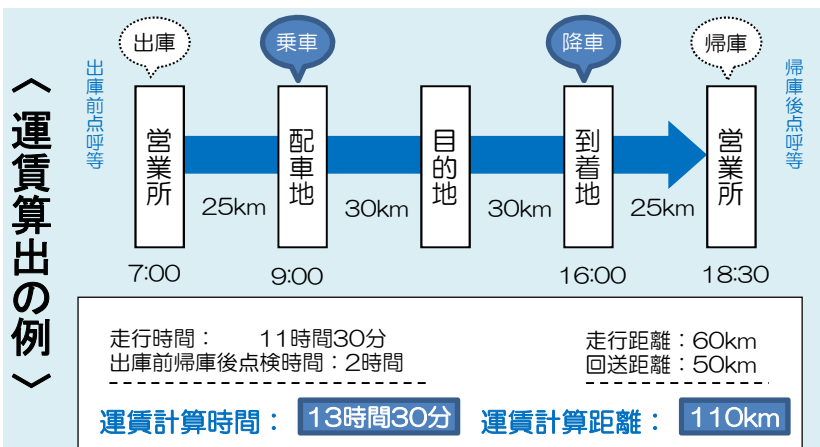
※ バス会社が運輸局へ運賃・料金を届出する際、審査を必要とされない範囲内の額

時間・キロ併用制運賃方式

変更命令の審査を必要としない運賃・料金の額の範囲
平成26年3月26日 国土交通省関東運輸局長公示の例
(単位:円)



		関東運輸局		
		上限額	下限額	
運賃	キロ制運賃 (1km当たり)	大型車	170	120
		中型車	150	100
		小型車	120	80
運賃	時間制運賃 (1時間当たり)	大型車	7,680	5,310
		中型車	6,480	4,490
		小型車	5,560	3,850
料金	交替運転者 配置料金	キロ制料金 (1km当たり)	40	30
		時間制料金 (1時間当たり)	3,080	2,130
深夜早朝運行料金		時間制運賃及び交替 運転者配置料金(時間 制料金)の2割以内		
特殊車両割増料金		運賃の5割以内		



大型車を利用・**上限額** で算出(税別)
時間制運賃7,680円×14時間※1 +
キロ制運賃170円×110km※2 = **126,220円**

大型車を利用・**下限額** で算出(税別)
時間制運賃5,310円×14時間※1 +
キロ制運賃120円×110km※2 = **87,540円**

**上限額126,220円と下限額87,540円の
範囲内で運賃を決定します。**

※1 30分以上は1時間に切り上げ ※2 10km未満は10kmに切り上げ

貸切バスを選定・利用する際は、「**輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン**」をご活用ください。

本ガイドラインでは、安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示しています。安全にも十分留意した選定・利用をお願いいたします。

○国土交通省HP (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

【本制度に関するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室 電話03-5253-8111(内線41252)

各地方運輸局自動車交通部旅客(第一)課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課若しくは最寄りの運輸支局